

# 環 境 委 員 会 議 錄 第

## 八 号

平成十四年四月九日(火曜日)  
午前十時開議

出席委員  
委員長 大石 正光君

理事	熊谷 市雄君	理事	柳本 卓治君
理事	山本 公一君	理事	奥田 建君
理事	牧 義夫君	理事	西 博義君
理事	樋高 剛君		
小渕 優子君			
亀井 久興君			
小泉 龍司君			
西川 公也君			
三ツ林 隆志君			
五島 正規君			
鮫島 宗明君			
武山 百合子君			
金子 哲夫君			

西川 太一郎君	大木 浩君	西川 太一郎君	大木 浩君
山下 栄一君	奥谷 通君	山下 栄一君	奥谷 通君
近藤 昭一君	鈴木 賢一君	近藤 昭一君	鈴木 賢一君
田端 正広君	藤木 洋子君	田端 正広君	藤木 洋子君

環境大臣	大木 浩君	環境副大臣	大木 浩君
環境大臣政務官	奥谷 通君	環境委員會専門員	大木 浩君
	鈴木 賢一君		鈴木 賢一君

(第三八六三号)	ごみ焼却施設の解体・撤去に対する国庫補助に関する意見書(宮城県議会)(第三八六二号)	(第三八六四号)	抜本的な地球温暖化防止策の推進と京都議定書の早期批准・発効に関する意見書(鹿児島県大口市議会)(第三八六四号)
は本委員会に参考送付された。			

本日の会議に付した案件

第一類第十一号 環境委員会議録第八号

平成十四年四月九日

自然公園法の一部を改正する法律案 内閣提出  
第一九号(參議院送付)

○大石委員長 これより会議を開きます。  
自然公園法の一部を改正する法律案  
正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を聴取いたします。大木環境大臣。

[本号末尾に掲載]

○大木國務大臣 ただいま議題となりました自然公園法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容を御説明申し上げます。

我が国は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に分類され、多様性に富む我が国のすぐれた自然の風景地を保護するとともに、多くの国民に利用されているところであります。この法律案は、こうした自然公園における生物の多様性の確保を図るため、特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を整備します。

このほか、都道府県立自然公園についても、これらの制度を条例で定めることができます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。

○大石委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三分散会

第一に、国立公園または国定公園の特別地域等において環境大臣または都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆蟲類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域への立ち入り等を追加することとしております。

一部を次のように改正する。

自然公園法の一部を改正する法律案  
自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)の

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 国立公園及び国定公園  
第二節 公園計画及び公園事業(第七条—第十二条)

第三節 指定(第五条・第六条)

第四節 保護及び利用(第十三条—第三十条)

第五節 風景地保護協定(第三十一条—第三十六条)

第六節 費用(第四十三条—第四十九条)

第七節 雜則(第五十条—第五十八条)

第三章 都道府県立自然公園(第五十九条—第六十八条)

第四章 罰則(第六十九条—第七十六条)

第五節 公園管理団体(第三十七条—第四十一条)

第六節 費用(第四十三条—第四十九条)

第七節 雜則(第五十条—第五十八条)

第三章 都道府県立自然公園(第五十九条—第六十八条)

第四章 罰則(第六十九条—第七十六条)

第五節 公園管理団体(第三十七条—第四十一条)

第六節 費用(第四十三条—第四十九条)

第七節 雜則(第五十条—第五十八条)

第三章 都道府県立自然公園(第五十九条—第六十八条)

第四章 罰則(第六十九条—第七十六条)

第五節 公園管理団体(第三十七条—第四十一条)

第六節 費用(第四十三条—第四十九条)

第七節 雜則(第五十条—第五十八条)

第三章 都道府県立自然公園(第五十九条—第六十八条)

第四章 罰則(第六十九条—第七十六条)

第五節 公園管理団体(第三十七条—第四十一条)

第六節 費用(第四十三条—第四十九条)

第七節 雜則(第五十条—第五十八条)

第三章 都道府県立自然公園(第五十九条—第六十八条)

第四章 罰則(第六十九条—第七十六条)

第五節 公園管理団体(第三十七条—第四十一条)

第六節 費用(第四十三条—第四十九条)

第七節 雜則(第五十条—第五十八条)

第三章 都道府県立自然公園(第五十九条—第六十八条)

第四章 罰則(第六十九条—第七十六条)

景観の維持とその適正な利用を図るために、利用調整地区を指定し、当該地区に立ち入るには環境大臣または都道府県知事が、この認定に關して必要な規定を置くことといたしました。

第三に、環境大臣、地方公共団体または公園管理団体が土地所有者等と風景地保護協定を締結して、自然の風景地の管理を土地所有者等にかわつて行うことができるることといたします。

第四に、環境大臣または都道府県知事が、この協定に基づく自然の風景地の管理業務等を行う公園管理団体として民間団体等を指定する制度を整備いたします。

このほか、都道府県立自然公園についても、この制度を条例で定めることができます。

以上の制度を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。

○大石委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三分散会

第一に、国立公園または国定公園の特別地域等において環境大臣または都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆蟲類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域への立ち入り等を追加することとしております。

一部を次のように改正する。

自然公園法の一部を改正する法律案  
自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)の

第一に、国立公園または国定公園の特別地域等において環境大臣または都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆蟲類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域への立ち入り等を追加することとしておりま

す。

一部を次のように改正する。

自然公園法の一部を改正する法律案  
自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)の





「前条第三項第五号」に、「同条第三項第四号の二」を「同条第三項第五号」に改め、同条第八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第三十一条第一項の規定により締結された

風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景

地保護協定区域内で行う行為であつて、同項

第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行う

を加える。

第十八条を第十四条とし、同条の次に次の二号を加える。

(利用調整地区)

第十五条 環境大臣は国立公園について、都道府

県知事は国定公園について、当該公園の風致又

は景観の維持とその適正な利用を図るため、特

に必要があるときは、公園計画に基づいて、特

別地域内に利用調整地区を指定することができ

る。

第十五条第三項及び第四項の規定は、利用調整

地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変

更について準用する。この場合において、同条

第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は

都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ

官報又は都道府県の公報」と読み替えるものと

する。

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第

一項の認定を受けてする立入りに該当する場合

を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つては

ならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、

この限りでない。

一 第十三条第三項若しくは前条第三項の許可

を受けた行為(第五十六条第一項後段の規定

による協議に係る行為を含む)を行つたため

に立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うた  
めに立ち入る場合

三 公園事業を執行するために立ち入る場合	四 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行つたために立ち入る場合
五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合	六 前号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ないと認めめて許可した場合
(立入りの認定)	六 前号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ないと認めめて許可した場合
第七十条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区的区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。	七 都道府県知事が認定を受けた者は、認定関係事務(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることでなければならない。
（指定認定機関）	八 都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

六 第十七条 環境大臣は国立公園について、都道府

県知事は国定公園について、その指定する者

(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定

する環境大臣又は都道府県知事の事務(以下「認

定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせ

ることができ。

（指定の基準）

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第

二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定

認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該

申請が次に掲げる基準に適合していると認める

ときでなければ、指定をしてはならない。

（指定認定機関の遵守事項）

第十九条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、そ

の認定関係事務の実施に関する規程を定め、環

境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（指定認定機関の遵守事項）

第二十条 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に

(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく環境大臣又は都

道府県知事の認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

（指定認定機関）

第二十一条 第二項又は第三項の規定により

指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第二十一条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

六 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたと

したときは、環境省令で定めるところによ

り、立入認定証を交付しなければならない。

七 第二項の認定を受けた者は、前項の立入認定

証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公

園にあつては環境大臣の、國立公

二 項及び第五項中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。
三 指定認定機関は、第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区的区域内に立ち入るとき、第四項の立入認定証を携帯しなければならない。
四 第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行つたために立ち入る場合
五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合
六 前号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ないと認めめて許可した場合
(立入りの認定)
七 都道府県知事が認定を受けた者は、認定関係事務(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることでなければならない。
八 都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。
（指定の基準）
第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第
二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定
認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該
申請が次に掲げる基準に適合していると認める
ときでなければ、指定をしてはならない。
（指定認定機関の遵守事項）
第十九条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、そ
の認定関係事務の実施に関する規程を定め、環
境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（指定認定機関）
第二十一条 第二項又は第三項の規定により
指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
二 破産者で復権を得ないもの
三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 第二項に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものである
三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて認定関係事務が、認定関係事務の適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適切なものであること。
一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
（指定認定機関の遵守事項）
第二十条 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に
(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく環境大臣又は都
道府県知事の認可を受けなければならない。こ
れを変更しようとするときも、同様とする。
（指定認定機関）
第二十一条 第二項又は第三項の規定により
指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
五 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
二 破産者で復権を得ないもの
三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
四 第二項に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて認定関係事務が、認定関係事務の適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適切なものであること。
一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。

内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けたその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定めることとする。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの人であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)  
第二十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対する監督上必要な命令をすることができる

る。  
2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十七条第三項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確實に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第十七条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第二十二条 環境大臣又は都道府県知事は、第六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に關し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第二十三条 国立公園について第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。

2 都道府県は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき第六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合には、第十七条の規定により指定認定機関が行

う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができ

る。  
3 前二項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

4 第二章第四節を同章第三節とし、同節の次に次

### 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するもの

適合するものでなければならない。

1 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

2 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。

3 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。ただし、国定公園について都道府県が当該都道府県の区域内の土地について風景地保護協定を締結する場合は、この限りでない。

### 第四節 風景地保護協定

#### (風景地保護協定の締結等)

第三十一条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十八条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行ふものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する)と共に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

2 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

#### (風景地保護協定の締結等)

第三十二条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

#### (風景地保護協定の認可)

第三十三条 環境大臣又は都道府県知事は、第三十一条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

1 申請手続が法令に違反しないこと。  
2 風景地保護協定の内容が、第三十一条第三

項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第三十四条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公表し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域内ある旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第三十五条 第三十一条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十六条 第三十四条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等とされた者に対しても、その効力があるものとする。

#### 第五節 公園管理団体

(指定)

第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所

の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければなければならない。

(業務)

第三十八条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動

二 国立公園又は国定公園内の施設の補修その他他の維持管理を行うこと。

三 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報収集、整理その他の自然の風景地の保護に資する活動

四 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する助言及び指導を行うこと。

五 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十九条 公園管理団体は、環境大臣及び地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第四十条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体の業務の運営に改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができるものである。

(指定の取消し等)

第四十一条 環境大臣又は都道府県知事は、公園

管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

一項」を「第十四条第一項」に改める。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第五条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の

一部を次のように改正する。

第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第八条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第九条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十二条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十三条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十四条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十五条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十六条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十七条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十八条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第十九条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十一条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十二条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十三条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十四条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十五条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十六条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十七条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十八条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第二十九条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第三十条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

第三十一条 第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五

条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。

の土地の譲渡について適用し、個人又は法人が同日前に行つた同日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号又は第六十五条の四第一項第二十五号の認定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第一号)附則第七条第一項の規定」とする。

(地価税法の一部改正)

第八条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

理由

将来にわたつて優れた自然の風景地を保護するため、国立公園又は国定公園の利用者が立ち入る場合に環境大臣又は都道府県知事の認定を必要とする利用調整地区を設けるとともに、土地所有者等との協定に基づき地方公共団体等が自然の風景地を管理する風景地保護協定を新設し、あわせて公益法人、特定非営利活動法人等を公園管理団体として指定することができるようとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年四月二十六日印刷

平成十四年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K